

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第25号

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合広域連合長決裁）の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る一部負担金の支払いについては、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

附 則

- 1 この規定は、令和6年12月2日から施行する。